

第40回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年3月10日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月10日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 27号議案 | 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 28号議案 | 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 第 77号議案 | 宍粟市自治基本条例の制定について |
| | 第 78号議案 | 宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 79号議案 | 宍粟市医師修学資金貸与条例の制定について |
| | 第 80号議案 | 公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 81号議案 | 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 82号議案 | 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 第 83号議案 | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 84号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について |
| | 第 86号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 第 88号議案 | 宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の一部を改正する条例について |

	第 89号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 90号議案	宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例について
	第 92号議案	宍粟市千種オフトーク通信施設条例を廃止する条例について
	第 93号議案	宍粟市千種高度情報通信施設条例を廃止する条例について
	第 94号議案	宍粟市千種テレビ共同受信施設条例を廃止する条例について
日程第 8	第 95号議案	福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について
日程第 9	第 99号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第 100号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 101号議案	平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	第 102号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 103号議案	平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 104号議案	平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 105号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 10	第 118号議案	戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結について
日程第 11	請願第 4号	幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 27号議案	宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 28号議案	宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の

			一部を改正する条例について
日程第 2	第 77号議案	宍粟市自治基本条例の制定について	
	第 78号議案	宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定について	
日程第 3	第 79号議案	宍粟市医師修学資金貸与条例の制定について	
	第 80号議案	公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について	
日程第 4	第 81号議案	宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
	第 82号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 5	第 83号議案	宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について	
	第 84号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について	
	第 86号議案	宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について	
日程第 6	第 88号議案	宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の一部を改正する条例について	
	第 89号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について	
日程第 7	第 90号議案	宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例について	
	第 92号議案	宍粟市千種オフトーク通信施設条例を廃止する条例について	
	第 93号議案	宍粟市千種高度情報通信施設条例を廃止する条例について	
	第 94号議案	宍粟市千種テレビ共同受信施設条例を廃止する条例について	
日程第 8	第 95号議案	福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について	
日程第 9	第 99号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）	
	第 100号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算	

(第3号)

- 第 101号議案 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 102号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 103号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 104号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 105号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 第 118号議案 戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第11 請願第 4号 幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願書

応 招 議 員 (20名)

出 席 議 員 (20名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	10 番 實 友 勉 議員
11 番 大 上 正 司 議員	12 番 木 藤 幹 雄 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 藤 原 正 憲 議員
17 番 伊 藤 一 郎 議員	18 番 岩 薨 昭 美 議員
19 番 小 林 健 志 議員	20 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長	畑 中 正 之 君	書	記 榎 谷 米 男 君
書	記 長 尾 紀 子 君	書	記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長	野 崎 信 君

(午前9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。連日御苦労さんでございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第27号議案～第28号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてから、第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当議案は、去る9月6日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託し、9月21日及び12月22日の本会議で継続審査となっていたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) それでは、付託されておりました、また継続審査にしておりました二つの議案、第27号議案、第28号議案について、審査報告を申し上げます。

第37回定例会、平成22年9月6日に上程され、当委員会に審査付託があり継続審議となっておりました、第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について及び第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例については、審査が終了したので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

本2議案の内容は、旧山崎町地区を除く簡易水道料金及び市内の下水道料金人頭制区域の料金を平成23年4月1日より改定するというものであります。現行料金は、合併前の料金をそのまま新市に受け継いでおり、「合併協議会の中で5年を目途に調整する」こととされております。今回の提案は公共料金審議会に諮問し、料金改定の答申を受け、同一料金による同一サービスの提供や上下水道事業の独立採算制確立の観点から、旧一宮町を少し超える料金水準に統一するというものであります。

本2議案は9月定例会において上程され、本産業建設常任委員会に審査付託されました。9月定例会では、「料金改定はやむを得ないことであるかもしれないが、上下水道料金の改定は市民生活に大きな影響を与えるにもかかわらず、市民への説

明、周知が十分になされておらず、現時点では議決すべきではない」また「秋に予定されている市政懇談会等でも当局として十分説明をする必要がある」等の委員の意見から、産業建設常任委員会では全会一致で継続審査としました。本会議でも、委員長報告のとおり、閉会中の継続審査に決定していただきました。

12月定例会まで閉会中に委員会を開催し、継続して慎重に審議を重ねてきました。12月でも「各地区で一定の説明は行われたものの、委員が住民の声を聞く限りでは、住民の細部まで説明、理解が行き届いておらず、当局はさらに丁寧な説明をし、住民に十分な理解をしてもらうように」という意見を添えて全会一致で継続審査として本会議でも同様の決定をいただきました。

以後、閉会中に継続して慎重な審議を行ってまいりましたが、当局による説明の中でも波賀町や千種町の自治会や住民から「料金改定の必要性はわかるが、急激な値上げであるので段階的な措置をしてほしい」とか「改正には反対である」、あるいは改正には反対で議案の取り下げの要望の署名が提出されております。また「生活弱者に対する措置を講じてほしい」というような要望もされており、委員会としての結論を出さなければならない時期であります。住民に理解が得られていない現在の状況のまま議決することはできないと考えておりました。

そのような中で、昨日3月9日に開催いたしました委員会で、木藤幹雄委員と東豊俊委員よりそれぞれ本2議案に対する修正案が提出されました。

木藤委員の修正案は、今提案されている新料金に1年間をかけて段階的に引き上げていくというものであります。4月には即値上げはせず、半年間は現状の料金に据え置き、平成23年10月1日に半分程度の値上げ、平成24年4月1日からは当局の提案のあった新料金に引き上げるというものであります。

東委員の修正案は、半年間は現状の料金に据え置き、今提案されている新料金に、平成23年10月1日から引き上げるというものであります。

弱者救済の件については、当局が福祉方面から、生活弱者、高齢世帯等に水道料金、下水道料金の補助を具体化する条例を検討中であるとの報告を受けております。

この二つの修正案のほかに、委員からは、「建設時の条件、財源の国の補助金、起債も違うので旧町は現行のまま据え置き、県下でも高い山崎町の料金をまず引き下げるべきである」という意見や「波賀町や千種町の自治会長連名でされた陳情は全くの民意であるので、地域の民意を無視して料金改定してはならず、一旦白紙に戻して再検討すべきである」というような意見も出されました。それらの意見も含め、委員会で慎重に審議をした結果、木藤幹雄委員の修正案を賛成多数、賛成3人

で可決をいたしました。

今回、原案どおり料金改定をせずに修正案で可決した場合の影響額の予想は、料金収入で水道が2,900万円、下水道が5,600万円、合わせて8,500万円の減収となります。また、料金徴収のシステムを変更すると、2段階であるとさらに300万円かかると水道部より報告を受けております。

料金改定を先延ばしにすると、宍粟市としての財源不足が大きくなるばかりであります。不足は一般会計からの補てんとなりますが、財源は市民の税金であります。山崎や一宮の住民からの税金もそこに投入されるので、公平性の観点からも、何年もかけての料金改定は望めません。また、当局提案の内容である公共料金審議会で審議され決定・答申された事項は、委員が市民から選ばれていることから、それも民意であります。これを無視することはできません。さらに、宍粟市の財政を考えると早急に改定しなければならない事項でございます。

しかし、景気低迷が続く中での料金値上げは、住民生活に直接大きく影響することであるため、今回、木藤委員より提案されました1年かけての段階的な改定の修正案に対し賛成多数で可決した次第でございます。当委員会の決定は、「修正」であります。

この修正案であると、平成23年10月1日に、第1段階の料金改定となりますが、当局には、それまでにもう一度、市役所から住民に丁寧な説明を行い、十分な理解を得てほしい。また、福祉方面から弱者救済措置として条例を早急に検討していただきたい。さらに、平成26年度実施と検討されている全市の統一の際には、山崎の高い料金水準を下げる方向で検討してほしいという意見を本委員会として申し添えます。

修正部分を除く原案については、賛成多数で可決すべきものとして決しましたので御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑、討論、採決は分割して行います。

まず、第27号議案について質疑はありますか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） ただいま委員会における二つの修正案が出されたと。そして、10月と来年4月に分けた段階的な値上げということが賛成多数であったとい

うことなのですが、そういう小刻みな料金の現段階における料金設定、10月あるいは4月というような小刻みな料金改定はかえって経費増になる心配があるんじゃないかなというような思いがしますが、その点についてはどのような審議、あるいは考え方がなされたのか、お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 先ほど委員会報告で申し上げたように段階的な値上げにしますと、影響額等についても先ほど報告させてもらったところでございます。そうしたことも加味しながら、委員会で慎重に審議した結果、修正案を賛成多数で可決というふうになっておりますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薨昭美議員。

○18番（岩薨昭美君） 影響額、増収額というところが試算されたんだと思うんですが、それを得るための煩雑な事務的なコストというものも加味されて影響額が出たのか、あるいは若干のいわゆる収入増はコストで吸収されてしまうんじゃないかという心配があるんですが、その点はどういうことでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 先ほど報告しましたように、水道と下水道で合わせて8,500万円の減収となります。しかし、2段階の料金徴収システムの変更でございますので、システム変更について約300万円かかるというふうに当局から試算をされております。ですから、2段階の改定になりますので、300万円は余分にかかるんじゃないかなということで、委員会で報告されております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありますか。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） ちょっとお聞きしたいんですけども、ただいま委員長報告でありましたように、修正案では10月に1段階上げ、来年の4月からは原案どおりの値上げということになっておりますが、御存じのように合併後5年を迎えまして、統一していこうという協議もなされておることは周知をいたしておるところでございますけれども、御存じのように千種町におきましては、給水開始が遅い地域では平成21年6月29日となっております。いわゆる給水開始から3年の猶予期間の間に接続すれば、旧加入料金の10万5,000円で接続をできますが、ちなみ

に今の接続率が現在全体で71.3%となっております。今申しました平成24年6月28日の旧の加入料金適用地域が5カ所ございます。そのうちには接続率が26.9%といったところもございます。自治会の中には自治会の蓄え、いわゆる貯金を取り崩し、補助をしてでも接続率の向上に努めようとしておられる自治会もございます。本料金の値上げをすれば、接続率の進捗率が低迷することにもなりかねません。ひいては収入減につながるんじゃないかなというような思いがいたしておるわけでございます。このような事情も考慮されまして、御審議をいただいたかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 千種町地域からは連合自治会長名での御意見、それからまた一定の方々からの署名も出されておりました。そうしたことも委員会の審査の中で参考として審査をさせていただきました。修正案に対する態度、それからまた原案に対する態度等については、各議員で御判断願いたい、このように思っています。

○議長（岡田初雄君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

通告に基づき順次討論を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） ただいま上程されております第27号議案、あるいは第28号議案に絡みまして、修正案に反対の討論をいたします。

当修正案は、委員長も報告ありましたように9月に上程され、本日まで委員会で継続審査を長きにわたりやっていたいただいたわけでございます。その間、委員の皆さん方には、大変いろいろと御苦勞もいただき、気を遣わせたということに対して心から敬意を払うものでありますけれども、修正の主な骨子というのは、上程の原案の値上げ改定の期日を先送りするというものが主なものでございます。

継続審査の期間中におきまして、さらなる住民に対する説明会が求められると、やってくださいという議会の要請に基づきまして、当局の皆さん方も出前講座等たび重なる住民説明会をやっていたいただいたことは承知をいたしております。しかし

ながら、そうした御努力にもかかわらず、旧千種あるいは波賀町において、連合自治会長連名による要望書、値上げ反対、あるいはもっと考慮してくれというような意見や一般住民の値上げは困ると、何とかしてくれというような署名等も出てきたわけでございます。

こうしたことを見ますと、当局の皆さん方、あるいは議員も含めてですが、いろいろと住民に納得を求めた、あるいは説明したことが十分に理解されたということにない状態であると私は思います。これは特に過疎地域における施設の建設計画の当初から行政の推進してきた姿勢や、あるいは過疎対策に対する現市政の無理解、そういったまず財政ありきの住民生活への目配り、心配りのなさに対する声なき住民の怒りや願いが背景にあるからと申してございます。いかに田路市長がこれは値上げじゃないんだと、不公正是正の調整であるということを手説されたとしても、現実に厳しい日常生活の直接ダメージを受ける住民の耳には行政の住民生活への無理解としか受け止められないであらう。

一例を挙げますと、旧住宅公団が法律を根拠といたしまして、この4月から家賃1,000円の値上げを決めたわけでございますけれども、国交省が昨今の収入減あるいは諸物価の高騰で値上げは不適切であるということを手摘をいたしました。それで、このほど値上げを1年間延長し、さらに値上げ幅を500円に圧縮をいたしました。事ほどさように、今どき安直な公共料金的大幅改定など画策されるべきものではございません。

さらにこの修正案を許せば、宍粟市の水道料金は高いという状態を固定化させ、地域間競争力の低下、若い人の宍粟に住み続けたいという思いを減退させ、さらなる高料金体質を助長することを大変心配をいたします。今こそ、この値上げ改定を押しとどめることによって、今でさえ高料金の旧山崎・一宮地区の料金を引き下げるべく水道料金施策に真剣に取り組むべきでございます。豊かな水質、良質な水を持つ宍粟市における利水政策を行政、議会、そして住民ともに真正面から向き合い、明日の宍粟市の水施策を打ち立てるべきではないかと思っております。

この問題が提起されて以来、実に多くの同僚議員が頭を悩まし、多くの課題に対して質問もし、数々の意見や提言をしてまいりました。この事実は誠に貴重でございます。どうか議員各位におかれましては、真に住民代表としての責任と議決による団体意思を決する重要な職責にいま一度思いを馳せていただきまして、抜本改正の機会を自ら失わせることのなきよう、何とぞ値上げの修正案否決に力を賜りますようお願いをいたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 続いて、賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 第27号議案修正に賛成の討論を行います。

今回の値上げは、合併後、千種簡易水道には46億8,000万円、波賀町簡易水道には9億6,000万円の事業費が注ぎ込まれ、一般会計からの赤字補てんが増加したことによるものであります。

この対処としての料金改定ですが、両町の大幅な料金値上げに対して、この修正案で段階的に措置されたことはよかったと思います。しかしながら、平成25年には、宍粟市内すべての水道料金を統一の審議がなされます。山崎町の高い水道料金に統一することは全市民の反対を招くことでありましょう。今回の委員会審議の中で、平成26年度の水道料金統一に向かって山崎町の料金を下げる方向性が出たことに安堵いたします。行政当局も市民生活を守ることの大切さを自覚され、今回の議会審議を重く受け止めてください。平成26年度には山崎町の上水道料金が下がることを求めて賛成の討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して修正案並びに原案に対する反対討論を行います。

この簡易水道の北部3町の統一問題については、その提案がされてから機会あるごとにその問題点を指摘して、市長に撤回を求めてきたわけではありますが、市長は撤回を表明せず、昨日の産業建設常任委員会で採決され、実施時期と料金の若干の修正のみで委員会可決されました。以下、反対理由を述べて討論とします。

第1には、合併協議会での議論が全く無視されていることであります。合併協議会では、今回の事態になることを予期して、厳しい議論が行われたことは先に指摘したとおりであり、個別料金も検討するということになっておりました。委員会資料では個別料金の場合の資料が示されましたが、千種、波賀とも大幅な引き上げになるというものでありましたが、その前提条件が不適切であります。千種簡易水道、波賀水道拡張工事はそれぞれ国の補助金、簡易水道事業債、過疎債を財源に充て、その建設費に対する一般財源は少額であります。千種簡易水道は総事業費約46億円ですが、その借金の償還のピークは2億円を超えるものの、市の一般財源投入額は約9,000万円程度で済みます。波賀の場合も約10億円程度の工事費ですが、その額はもっと少なくても済むわけであります。合併したのだから、料金の統一は望

ましいことには違いありませんが、それぞれの事業の歴史、財源があまりにも違い過ぎ、合併協議会では5年を目途に調整すると決められていたのみで、統一するには決められておりませんでした。

2点目には、2年後の平成25年度には山崎上水道料金も含めて統一方針が出されているにもかかわらず、たった2年間のために千種、波賀の連合自治会から反対の意見が出ておりますにもかかわらず、実施することは今回提案されている住民自治基本条例にも反することです。統一を考えるのであれば、まずは高い山崎町の水道料金をどうするかも含めて時間をかけて検討すべきであります。

3点目には、今回の提案は住民の負担という目線が全くなく、市財政の状況ばかりが強調されています。その証拠に、引き上げの基準が住民負担という観点ではなく、高料金体策の補助基準に該当する金額設定からも明らかであります。市財政は全体として考えるべきであり、水道、下水道のみを単独で考えるべきものではありません。今後、水道の借金償還額は増えますが、下水道の償還額は減り続けます。

4点目には、水道使用量を見ても、1人当たりの使用量は水道料金の高い山崎町より波賀のほうが多く、これは水道料金が安いから多くの使用量となっている証拠であります。高い水道料金ではせっかく多額の投資をして整備された千種簡易水道も十分使われないことになってしまいます。水道は今後簡易水道も含めて企業会計方式がとられることになる予定であり、企業である以上、薄利多売で利益を上げる方法もあるはずであります。今こそ知恵を出し合い、使っても使わなくても使用料が入ってくる基本料金に比重をかけた料金体系ではなく、いかに使用量を増やし、水道の売り上げを増やすという観点が必要ではないでしょうか。

よく議会と当局は車の両輪と言われてきましたが、これからの議会はそうであってはならないと思います。議会基本条例の精神で住民の願いがどこにあるかを見極め、時にはハンドルを切ったり、ブレーキを踏むことも必要ではないでしょうか。

以上で議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 私は、第27号議案の修正案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

当条例の原案は、昨年、宍粟市公共料金審議会で審議され、答申された事項であり、尊重すべきであると思っておりますけれども、審議会の答申のまとめにもこの改定は多くの市民に影響を与えることとなることから、市民に理解が得られるよう十分な

説明を要望するとされており、9月議会に上程をされましたけれども、市民への説明、周知が十分になっておらず、現時点では議決すべきじゃない、産業建設常任委員会で全会一致で継続審査となり、本会議でも委員長報告のとおり、閉会中の継続審査に決定をいたしました。

12月議会でも、各地区で一定の説明が行われたものの、委員が住民の声を聞く限りでは、住民の細部までは説明、理解が行き届いておらず、当局はさらに丁寧な説明をし、住民に十分理解をしてもらうようにと意見を添えて、委員会全会一致で継続審査とし、本会議でも同様に決定をいたしました。その間、千種や波賀町の全自治会、また住民の方から、料金改定の必要性はわかるが、急激な値上げであるので段階的な措置をしてほしいとか、生活弱者に対する措置を講じてほしい、そういった陳情もされており、この御意見を無視することはできないと思うところがございます。

また、平成25年度には上水道との統合案も出ていることから、今の高い山崎町の水道料金に再度上げられるという思いもあるようであります。今回は、水道、下水道、同時の改正でございます。修正案のとおり段階的な改正で山崎町以外の料金を統一をしておき、上水道との統合時には山崎町の料金を下げる努力をしていただくことや、生活弱者に対する措置を別途で考えていただくことを申し添え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 次に、反対者の発言を許します。

7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 先ほど2人の反対討論がありましたけれども、前者2人の反対討論とは意味合いを異にする反対討論でございます。

ただいま第27号議案、第28号議案の修正案が出されましたが、本議案は宍粟市上下水道の経営に直結する極めて大切な案件であります。よって、この件は公共料金審議会において6回にも及ぶ議案を重ね、公平性の原則、また独立採算制の原則からの結論を得て、さらに担当部局として熟慮の上、提案されたものであります。

ただ、昨年9月議会からの継続審査となった最大の原因は、住民への説明不足という点でありました。その後において、この点も行政懇談会で十分に説明がされ、さらにはふれあいミーティングによる説明も行われております。

常日ごろから宍粟市の財政健全化、安定化を唱えている一方で、片や9,000万円近い財源の減収となるこの修正案には反対せざるを得ません。だれしも高い公共料金を望むものはいません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、今後

向けた健全経営の上に立っての改定であります。口ではどのような言い回しをしたとしても、財源の減収による経営の圧迫を拭いさることはできません。再度になりますが、地方自治体をチェックする議会の議員として大所高所から見据えての財政健全化、安定化の大義の点から本修正案に反対意見を申し述べるものです。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案については、産業建設常任委員長から修正案が提出されております。

まず、産業建設常任委員長から提出のありました修正案を採決いたします。

それでは、委員会修正案について起立により採決をいたします。

委員会修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（岡田初雄君） 起立少数であります。

委員会修正案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時16分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

修正案が否決されましたので、原案の採決を行います。

（「動議」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ただいま實友議員から動議が出ましたが、賛成の方はいらっしゃいますか。

（賛成者あり）

○議長（岡田初雄君） 賛成の方がいらっしゃいますので、動議が成立いたしました。

それでは、どうぞ説明してください。

10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） さらに慎重に協議するため、継続審査を動議として提出したいと思います。

○議長（岡田初雄君） ただいま10番、實友 勉議員から第27号議案につきまして

て、閉会中の継続審査とされたいとの動機が提出されました。

まず、お諮りいたします。

本動議を起立により採決いたします。

動議は継続審査の動議であります。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数でありました。

したがいまして、継続審査が決定をいたしました。

これにより原案の委員会修正並びに議員提出修正案に対するものにつきましては、終わりました。

動機が成立いたしましたので、継続審査ということに決定いたしました。

続きまして、第28号議案について、質疑を求めます。

第28号議案について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑はないようでございます。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

通告に基づき順次討論を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

18番、岩薮昭美議員。

○18番(岩薮昭美君) 私は、もう既に先の反対討論と同趣旨でございます。

○議長(岡田初雄君) 次に、賛成者の発言を許します。

10番、實友 勉議員。

○10番(實友 勉君) 私も先の討論と同じでございますけれども、将来の従量制の使用料体系に統一を考えていただくことや、生活弱者に対する措置を別途で考えていくことを申し添えまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(岡田初雄君) 次に、反対の討論を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 14番です。修正案並びに原案に対する反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

今回の人頭割の統一は、波賀、千種では3人家族で上下水道料金合わせて年間3万円以上もの負担増となるものであります。市民の収入が減り、高齢者の年金も増えない中での値上げは到底許されるものではありません。しかも人頭割は従量制と

違い、節約して料金を減らすことができない仕組みであります。また、議論の中で明らかになったように、山崎町では従量制と人頭制の制度が併用されており、ひとり暮らしの世帯ではその料金が2倍も違うという大きな不公平が存在することが明らかになっております。

市は何かと言えれば行政の不公平感の解消を言いますが、これほどの不公平はあるのでしょうか。さらに、補正予算の審議の際に要求していた資料が産業建設常任委員会に提出されておりました。それを見ますと、平成22年度決算見込みですが、揖保川流域下水道費用内訳によりますと、施設建設に係る元利償還金はすべて一般会計繰入金で賄われております。

一方、宍粟市を見てみますと、コミュニティプラントについては一般会計の中に入っているのでわかりませんが、下水道会計については借金の償還は54%、農業集落排水については60%しか一般会計では持っておりません。旧波賀町では、下水道事業に取り組むときに、当時の町長は施設建設に要した元利償還金はすべて町費でみる、管理費用については地方交付税相当額の3割は町でみて、あとの7割を使用料で賄うと決めておりました。このような不公平な実態があるにもかかわらず、市は正確な情報公開をせず、人頭割の統一だけを先行することは許されません。改めて下水道料金のあり方を根本から考え直すべきであり、人頭割の統一ということだけではなく、宍粟市全体を従量制による料金体系への見直しこそ、時間を十分かけて行うべきであると考えます。

以上で議員各位の賛同をお願いいたしまして反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

産業建設常任委員長から提出のあった修正案を採決いたします。

それでは、委員会修正案について起立により採決いたします。

お諮りします。

委員会修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（岡田初雄君） 起立少数であります。

委員会修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案の採決をいたします。

(「動議」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

(賛成者あり)

○議長(岡田初雄君) 賛成がありましたので、動議が成立しました。

それでは、説明をお願いいたします。

10番、實友 勉議員。

○10番(實友 勉君) 同じくでございますけれども、さらに慎重に協議するため、継続審査を動議として提出したいと思います。

○議長(岡田初雄君) ただいま10番、實友 勉議員から第28号議案につきまして継続審査の動議が提出されました。

まず、動議について採決を行います。

ただいまの實友 勉議員の継続審査の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

したがって、第28号議案は継続審査に決定いたしました。

日程第2 第77号議案～第78号議案

○議長(岡田初雄君) それでは、続きまして、日程第2、第77号議案、宍粟市自治基本条例の制定についてから、第78号議案、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) それでは、委員会の報告をさせていただきます。

日程第2、第77号議案、宍粟市自治基本条例の制定について、3月1日の本会議に上程がありまして、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月8日に第24回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第77号議案については、まちづくりの主体である市民の権利と責務並びにその信託に基づく市議会及び市の執行機関の権限と責任を明らかにすることにより、市民の参画と協働による市民自

治の実現を通して、宍粟市のまちづくりを進めることを目的として制定されるものであり、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、審査の過程で意見として危機管理の条項をうたうべきでは、さらには第7条の市民の責務とあると義務ではないかとか、また、この条例の施行に当たっては、規則等加味の法令等も整備し、しっかりフォローしながら運用に当たっては十分注意し、もし不十分な部分が生じた場合は速やかに見直すことなどと厳しい意見があったことを申し添え報告といたします。

次に、同じく日程第2、第78号議案、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定について、これも同じく3月1日の本会議に上程がありまして、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月8日の委員会で審査いたしました。会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第78号議案については、市政が市民の厳粛な信託によることを認識し、職員の公正な職務の遂行を確保し、倫理を保持するために必要な措置を講ずることにより、市民の信託にこたえ信頼を確保し、市民とともに公平かつ公正な市政運営に資することを目的に制定されるものであり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論がないようでございます。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第77号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 77 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第 77 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 78 号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 78 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第 78 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 第 79 号議案～第 80 号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第 3、第 79 号議案、宍粟市医師修学資金貸与条例の制定についてから、第 80 号議案、公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定についてまでの 2 議案を一括議題といたします。

本議案は、去る 3 月 1 日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3 番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長(高山政信君) 第 79 号議案並びに第 80 号議案の審査報告をいたします。

平成 23 年 3 月 1 日に審査付託のありました第 79 号議案、宍粟市医師修学資金貸与条例の制定について及び第 80 号議案、公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について、平成 23 年 3 月 8 日に民生生活常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第 104 条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第 79 号議案につきましては、市が設置する病院、また診療所における医師の確保、また医療の提供の充実に寄与することを目的とし、将来医師として市立病院などに勤務する医師を有するものに修学資金奨学金月額 20 万円、入学資金奨学金上限 100 万円を限度として貸与する

ものであります。全国的な医師不足の中、総合病院の医師の確保につながる条例制定であり、全会一致で可決すべきものといいたしました。

続きまして、第80号議案につきましては、宍粟総合病院における助産師、看護師の充足に資することを目的とし、将来看護師として宍粟総合病院に勤務する意思を有する者に修学資金奨学金月額5万円及び入学資金奨学金上限12万円を限度として貸与するものであります。現在、総合病院における看護師等が定数に満たしていないこともあり、看護師等の確保に繋がる条例の制定であり、全会一致で可決すべきものといいたしました。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

通告に基づき順次質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 本会議の質問の中でも申し上げておったんですけども、申請の段階もそうなんですけども、申請後においても健康診断書を添付して申請するというふうな内容になっておって、これは波賀町には小椋奨学金や松本奨学金、波賀奨学金というふうなことがあって、それで事前に大変健康診断書というのは保険が効きませんから、高いものでしたら1万円近くします。そういうことで奨学金を借りる方というのは家庭的に所得が少ない方が多い中で、そういう方に1万円も出して健康診断書を添付させるということが本当に必要なのかどうか。それと、あわせて健康かどうかというふうな判断で貸与すべきものかどうかということが、あるいは意味、人権侵害にも繋がってくるんじゃないかなというふうなことも思いますので、私としては本会議で病院の事務長のほうは検討するというふうにおっしゃいましたけれども、今後の議論として、そういう健康診断書というものの提出の意味があるのかどうか。こういうふうな議論も引き続き是非お願いしたいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） 岡前議員が言われました健康診断書の添付につきまして、病院の事務長が本会議において言われたとおりであろうと思います。今後において、そういったことも検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第79号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第80号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第81号議案～第82号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第81号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、第82号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

日程第4、第81号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、この条例も3月1日の本会議に上程がありまして、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月8日に第24回総務文教常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第81号議案につきましては、国家公務員に対し、人事院勧告がなされまして、それに準じて宍粟市の非常勤職員で一定期間任用する場合、1年以上勤務する場合とされておりますが、に休業がとれる改正となりましたこと。また、現在、育児休業をとることができない職員として任期を定めて採用された職員と宍粟市職員の定年等に関する条例により引き続き勤務している職員とあるのに加えて、宍粟市一般職の任期付採用の職員等に関する条例により、短期間勤務職員などを追加することができるとなったことは主な改正でありまして、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

続きまして、日程第4、第82号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これにつきましても、3月1日の本会議に上程がございまして、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月8日に第24回総務文教常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第82号議案については、投票管理者及び投票立会人の報酬を日額としていたものを従事時間が13時間に満たない場合、投票管理者は時間当たり970円、投票立会人は830円を乗じた学とする改正及び新たに表彰審査会委員、若者の海外研修等支援事業審査会委員、地籍調査推進委員を追加することなどが主なものとなっております、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第81号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第82号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第82号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第83号議案～第84号議案及び第86号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第83号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてから、第84号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例

について及び第86号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは、第83号議案、第84号議案、第86号議案の審査報告をいたします。

平成23年3月1日に審査付託のありました第83号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、及び第84号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について、及び第86号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について、平成23年3月8日に民生生活常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第83号議案につきましては、廃棄物が放置されたり投棄されないよう措置を講じることにより、放置を防止し、なお不適正に処置された廃棄物を発見したときに通報の努力義務を課すものでございます。清潔を保持する上において適切な条例の一部改正であり、全会一致で可決すべきものといたしました。

第84号議案の条例改正の主なものは、第2条中の児童を乳幼児に改め、0歳から15歳までの入院に係る個人負担の全額助成、また0歳から12歳までの通院に係る個人負担の全額助成と所得制限の撤廃をし、子育て世帯の経済的負担を軽減しようとするもので、福祉の増進に寄与するものであり、適切妥当と判断し、全会一致で可決すべきものといたしました。

第86号議案につきましては、高齢者の増に伴い、要支援、要介護者の出現率も高くなり、平成17年度では1,854人であったのが平成22年度では2,700人でございます。わずか6年間で850人の増となっております。今後、ますます増加するものと見込まれます。よって、介護認定審査員の定数を現行の43人に4人加え47人とし、審査委員の負担の軽減をしようとするものであります。なお、追加されます委員は、医師、薬剤師、また現場の介護士であるとの説明であり、全会一致で可決すべきものといたしました。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第83号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第84号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第86号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第88号議案～第89号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第6、第88号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の一部を改正する条例についてから、第89号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) 平成23年3月1日に審査付託のありました第88号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の一部を改正する条例について、及び第89号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例については、平成23年3月8日に第22回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第88号議案の内容としましては、農業委員会の選挙区及び定数は、原則は1委員会1選挙区であります。農業委員会法の合併の特例規定により、現在の宍粟市は旧町ごとに選挙区を設置しております。この規定の基準を旧波賀町選挙区が満たさなくなったため、今回、旧町ごとの選挙区を廃止し、法の原則どおり宍粟市で一つの選挙区にしようとするものでございます。

また、第89号議案の内容としましては、国において公営住宅における暴力団排除の方針が示され、県において暴力団排除条例が施行されることを受け、本市においても、市営住宅から暴力団員を排除することを目的に条例を改正しようとするものでございます。また、木谷団地の2期建て替え事業で4戸が新築されたことにより、それらを供用開始し、古くなった10戸を廃止するための条例改正をするものでございます。

審査の結果、第88号議案及び第89号議の2議案は、適切と判断し、全会一致

で可決に決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第 88 号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 88 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第 88 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 89 号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 89 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第 89 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 第 90 号議案及び第 92 号議案～第 94 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第90号議案、宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例について、及び第92号議案、宍粟市千種オフトーク通信施設条例を廃止する条例についてから、第94号議案、宍粟市千種テレビ共同受信施設条例を廃止する条例についての4議案を一括議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） それでは、報告いたします。

日程第7、第90号議案、宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例について、3月1日の本会議に上程がございまして、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月8日に第24回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第90号議案については、社会の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが生きる力を身につけられる教育環境を確立するため、学校規模の適正化が推進されておりますが、このたび千種中学校区にある3小学校のうち、千種東小学校が平成23年4月1日に千種南小学校と統合、さらに千種北小学校が平成24年4月1日に統合され、宍粟市立千種小学校となることと決定されたことに伴う改正であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

続きまして、日程第7、第92号議案、宍粟市千種オフトーク通信施設条例の廃止及び第93号議案、宍粟市千種高度情報通信施設条例の廃止、さらに第94号議案、宍粟市千種テレビ共同受信施設条例を廃止するそれぞれの条例について、3月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月8日に第24回総務文教常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第92号議案、第93号議案、第94号議案それぞれは、宍粟市が推進してまいりました地域情報通信基盤整備事業が完了したことに伴う条例の廃止であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告はただいま終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第90号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第93号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第93号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第94号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第94号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第94号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第95号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第8、第95号議案、福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○15番(山根 昇君) 平成23年3月1日に審査付託のありました第95号議案、福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指定管理者の指定については、平成23年3月8日に第22回産業建設常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としましては、指定管理は、播磨いちのみや株式会社と平成21年4月1日から6年間の基本協定を締結しておりましたが、同年8月の豪雨災害により施設が被災し営業不能になったため、指定管理を取り消していたものであります。今回、施設の復旧やアクセス道等復旧がこの3月末までに完了する見込みで、施設の営業を再開する目途がついたので、再度播磨いちのみや株式会社を指定管理者とするものでございます。

審査の結果、第95号議案については、適切と判断し、全会一致で可決しましたので、報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第99号議案～第105号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第99号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)から、第105号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)までの7議案を一括議題といたします。

当該7議案は、去る3月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 報告いたします。

日程第9、第99号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)について、3月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会の所管に関する部分について審査付託がありましたので、3月8日に第24回総務文教常任委員会を収集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第99号議案のうち総務

文教常任委員会の所管に関する部分については、事業の確定や精査、さらに円高デフレ対応のための緊急総合経済対策による補正が主なものとなっており、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは、第99号議案、第100号議案、第101号議案、第102号議案の審査報告をいたします。

平成23年3月1日に審査付託のありました第99号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分から、第102号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、平成23年3月8日に民生生活常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第99号議案の民生生活常任委員会に係る歳出の主なものは、民生費では、国保会計の繰出金1,500万5,000円の増、身障者自立支援費1,500万円の増、在宅介護支援費1,338万2,000円の増、衛生費では妊婦健診補助金1,056万円の減、また、にしはりま及び宍粟環境事務組合負担金713万7,000円の減が主なものでございます。全会一致で可決すべきものといたしました。

続きまして、第100号議案の歳入の主なものは、一般会計からの繰入金1,500万5,000円の増、療養給付費など交付金3,200万円の増であり、歳出の主なものは退職被保険者等療養給付費2,800万円の増及び退職被保険者等高額医療療養費400万円の増であり、原案どおり全会一致で可決すべきものといたしました。

続きまして、第101号議案の歳出の主なものは、後期高齢者広域連合納付金584万9,000円の減に伴い、歳入の一般会計からの繰り入れを同額減額するものであり、全会一致で可決すべきものといたしました。

続きまして、第102号議案の歳入の主なものは、支払基金交付金3,211万6,000円の増、一般会計からの繰入金1,338万2,000円の増、また介護保険事業基金からの繰入金1,891万5,000円の増、歳出では入所者の増に伴い施設介護サービス費9,012万1,000円の増、同様に要介護者の増加により居宅の介護サービス計画作成料、いわゆるケアマネジャーのケアサービスによる作成料ですけれども、2,598万円の増、また地域密着型介護サービス費1,000万円の減が主

なものであります。原案どおり全会一致で可決すべきものといたしました。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして終わらせていただきます。
よろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 平成23年3月1日に審査付託のありました、第99号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分、第103号議案、平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、第104号議案、平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び第105号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）は、平成23年3月8日に第22回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第99号議案の主な内容としましては、各事業の事業費の確定や精査、負担金・補助金の確定による増減、年末からの大雪により不足となった除雪費、下水道事業特別会計への繰出金を負担金の確定により増額補正しております。また、年度内に事業完了が困難なものについては繰越明許費予算措置が講じられております。

第103号議案につきましては、事業確定による負担金の補正や公債費借入利率等の確定による補正、一般会計からの繰出金等による補正でございます。

第104号議案につきましては、施設の災害復旧事業の年度内完了が一部困難による繰越明許費の計上でございます。

第105号議案につきましては、大雪による園芸ビニールハウス倒壊や獣害による損害の保険金の増額が主な補正内容でございます。

審査の結果、第99号議案、第103号議案、第104号議案及び第105号議案については、いずれも適切と判断し、全会致で可決に決しましたので、報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑、討論、採決は一部分割して行います。

まず、第99号議案について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第99号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第99号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第99号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第99号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第100号議案から第105号議案までの6議案について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第100号議案から第105号議案までの6議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第100号議案から第105号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第100号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第101号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第102号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第103号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第104号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第105号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第118号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第10、第118号議案、戸原小学校屋内運動場プール改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) それでは、第118号議案、戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

同校の屋内運動場は、平成21年度に耐震診断を実施したところ、現行の建築基準法に基づく耐震関係規定に適合しておらず、耐震化が必要な建物であることが判明をいたしました。

また、同屋内運動場は、昭和42年に建設されてから既に44年が経過しており、さらに、同校のプールは昭和47年に建設されてから既に38年が経過しているため、施設の老朽化も著しい状況となっております。

このような状況から、今回、生徒の安全性の確保を図り、教育環境を充実させるため、同屋内運動場及びプールの全面的な改築工事を実施しようとするものであります。また、この屋内運動場につきましても、地域の防災拠点としても活用する予定といたしております。

この工事の実施に当たりまして、去る平成23年3月8日に入札を執行いたしました結果、宍粟市山崎町宇原345番地、上林建設株式会社代表取締役、上林博幸と契約金額2億7,142万5,000円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。これは総務文教常任委員会に付託されますけれども、入札に関しては総務部のほうでやられておりますので、幾つかお聞きしたいと思ひます。

今回も1回目は郵便入札で、2回目が会場入札というふうなことになるんですけども、財務規則上で言いますと、会場入札ということが想定されておいて、それで今は改定されているのかもしれませんが、会場入札の場合は1回目で落札者が決まらないときは、直ちに再入札に付すことができるというふうな規定があったと思うんですけども、この郵便入札と会場入札の併用ということがこの間続いているんですけども、財務規則の関係から言えば、財務規則を変更されておるか、そのあたりのところをお聞かせください。

それと、そういう意味で2回目の入札が4社も辞退されておるんですけども、当日の1時半に2回目の入札というふうなことで、この辞退の理由が参集できないから辞退だったのか、それとも、1回目の入札でもうこれ以上下げることができないからというふうな自主的な判断であったのか、お聞かせください。

それと、もう1点は、以前、こういう公共工事の談合が大きな問題になったときに、談合の一つの理由として、1位不動の原則というふうなことが常に言われておりました。第1回目の入札で一番最低価格を入れたところが1回目の入札で不落になっても、2回目の入札でまた最低価格を入れるというふうなことから、裏返せばもう入札する前から落札者が決まっておったのではないかというふうな一つの考え方がありますけれども、そういう点で今回、予定価格等の比較でいいますと、落札率が99.8%というふうなことになるっておりますけれども、この点について総務部長としてはどういうふうな感想をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 3点の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の契約規則の関係でございますが、契約規則の第16条に、2回までを限度として原則的に入札ができるという項目を明記いたしております。それ

には、会場はだめとか、郵便でなければならないとかいう規定はございませんので、その運営は2回までについては市長の判断でできるということでございます。

次に、2番目の4社が辞退された内容でございますが、明確な理由については申し出がありません。ただ、推測でございますが、最低価格入札額、これを明示いたしております。それでもなおかつ予定価格に達しておりませんということを明記した上で辞退されておるということは、これ以上の企業努力によって、さらに金額を下げることは不可能であるという判断をされたものであるというふうに判断をいたしております。したがって、業者の自主的判断ということでございます。

3点目の談合関係の話でございますが、おっしゃるとおり、こういった意味から1回のみ入札にすると。しかも顔を合わさない郵便入札を採用して、これまでやってきておりました。ただ、平成21年の一宮北中学校での全社最低制限価格以下での応札、さらに平成22年の千種南小学校での半数は予定価格に達していない、半数は最低制限価格以下であると、こういった予期しないような状況がございました。さらに災害復旧工事では、早期着工をする中で業者の予定価格に達しないというようなことから、いろいろと審査会で検討いたしました結果、これまで1回限りの入札で打ち切ると、不祥にいたしますよという項目を、これ以上適切な業者の選定ができないとか、市民サービスに影響が生じるとか、そういった総合的な判断で再入札をすることができるようにしようということで決定をいたしまして、これまで1回限りとしておりました項目の通知書に、そういった場合、2回を限度として再入札をすることができるという要綱を適用したことによりまして、今回、その状況から本工事は市内業者での施工が望ましい、さらに早急な実施が必要、能力のある業者であるというところから実施したものでございまして、予定価格99.8%ということの請負額につきましては、そういった努力の結果のあらわれだというふうに判断をいたしております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第118号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第118号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 請願第4号

○議長（岡田初雄君） 日程第11、請願第4号、幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願を議題といたします。

この紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） それでは、請願第4号の幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願書についての趣旨説明を行います。

紹介議員は私と高山議員の2人でございますが、私が代表して請願の求めるところを申し上げたいと思います。

各議員からいろいろお尋ねのございました折は高山議員からも説明をさせていただきたいと、このように思いますのでよろしくお願いします。

まず最初に、当請願に際しましては、請求者永井孝明氏のほかに請願したい事項について、思いを一にする240名余の署名が添付されていることを申し添えます。

この署名は、請願者が約1週間ほどの期間に集められたものでありまして、いかにこの幼保一元化計画について、保護者はじめ関係住民が教育行政の現状に疑問を持ったり、あるいは不信の念を持って千種地区の幼児の保育、教育、ひいては小学校の統廃合、小中一貫教育に懸念を持っているかということの表明であることを申し上げたいと思います。

このこども園そのものについても、先日来、代表質問、一般質問等でクリアすべき諸課題がいかに多いかということを経験各位には十分に受け止めていただけたと思います。かかる問題は、単に適正化計画、幼保・小中一貫教育といった教育行政のみならず、地域のあり方や子育てとは一体どうあるべきかという、まさに本市の人をどう育てていくかという根源的な問題に帰着する課題でありまして、安易に教育行政の枠に一任してしまっているものだろうか。議会の意思がもっと深く関与すべきでないかということも考えさせる問題であります。

そこで、当請願の主たるところは何であるかについてであります。当然公的立場にはない一般住民の請願うところでありまして、請願書には素朴で種々の願いが混在いたしております。紹介議員の立場から趣旨をただしたところを申し述べたいと思います。

最も主要な請願点は、表題こそこども園の建設予定地についての請願となっております。

りますが、この建設予定地に種々の問題点が集約していることにほかならず、請願書の最終行から8行目から末尾に至る部分にありますので、御覧いただきたいと思っております。時間の都合上、朗読は省略をいたしますが、この請願書はまさに議会に対してなされております。市の教育行政の現状をしかと見据えていただきたい。そして、本市の幼保・児童の保育・教育のあり方に住民代表機関である議会に深い関心と英断を持ってただすべきはただしてほしいというところにあります。

どうか、請願の意を十分に受け止めていただき、地域住民、幼保関係者並びに本市の未来ある幼児のために、総務文教常任委員会中心に全議員の方々になお一層の御尽力を賜りたいと存じ、請願の紹介といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 岩薮昭美議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 確認をさせていただきたいんです。本文の最初3行目のところに、「こども園構想計画の推進に反対をいたします」と書いてございます。それで、終わりから8行目のほうで、「こども園の建設を計画されることを提案し」という文言が出てまいります。こども園を反対しているにもかかわらず、場所は違えど、建物の建設を提案されていることは、最初の構想計画の反対はどういった意味を持っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） これはまさに趣旨説明でも申し上げましたように、一番の願いとするところは、終わりの8行に集約されております。こども園といいますか、要するに幼児が少なくなっておって、子どもが0歳児から1カ所で就学時まで保育、あるいは教育を受けるという考え方そのものは、やはり地域のニーズでありますので、そういうことをいわゆる反対するものではないという趣旨でございます。

最後の部分とは矛盾するものではありません。表現がそういう表現になっているということで、現在、教育委員会が説明を行っている考え方というものに対して、もっとしっかりと考え直していただきたい。いわゆる俗に言います「こども園」という考え方、そのものに反対するものではありません。一元化でない一体的な幼児保育、幼児教育、こういったものは地元としては求めております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第4号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第4号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月14日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労様でございました。

（午前11時26分 散会）